

( 公 印 省 略 )  
北九保長介第4号  
令和6年4月1日

各介護サービス事業所・介護保険施設管理者 様

北九州市保健福祉局長寿推進部  
介護保険課長 齋藤 渉

## 令和6年度 介護職員等処遇改善加算の計画書届出について(通知)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおり処遇改善計画書の提出が必要となりますので、お知らせいたします。

詳細な要件や基本的な考え方等はホームページに掲載しました、「介護保険最新情報 Vol.1215」等をご参照ください。

記

### 1 計画書作成にあたっての留意事項

#### (1) 主な変更点

令和6年4月・5月

従来の3加算(処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算)をそれぞれ取得可能

令和6年6月以降

従来の3加算が1本化され、新加算Ⅰ～Ⅳ(介護職員等処遇改善加算)のいずれか一つの加算を取得可能

※ ただし、新加算Ⅰ～Ⅳ(介護職員等処遇改善加算)に直ちに移行できない事業所は、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り取得が可能です。

※ 各種計画書類様式は4月、5月算定分及び6月以降算定分をまとめて申請可能な様式となっております。

※ 現行の加算を算定している事業所が、6月以降に算定する新加算の加算区分を検討する支援ツール、「移行先検討・補助シート」を本市のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

(2) 「総合事業」の計画書への別途記載について

**「総合事業」も申請される場合、別紙様式 2・6・7については、別途「総合事業」分を分けて記載いただく必要がございます。**

(例) 訪問介護の事業所について

別紙様式2については、基本情報入力シートのサービス名に「訪問型サービス(総合事業)」を選択いただき、「訪問介護」と分けて記載ください。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたりの訪問介護単位数(単位)	一月あたりの処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算単位数(単位)	一月あたりの訪問報酬単位数(訪問処遇加算、特定加算及びベースアップ等加算を除く)(単位)	1単位あたりの単価(地域単価)(円)
			都道府県	市区町村						
1	1334567890	東京都	東京都	千代田区	〇〇ケアセンター	訪問介護	225,000	40,000	185,000	11.40
2	1334567890	千代田区・中央区・港区	東京都	千代田区	〇〇ケアセンター	訪問型サービス(総合事業)	95,000	12,000	83,000	11.40

別紙様式6・7については、以下の通り基本情報内のサービス名に「訪問型サービス(総合事業)」を選択いただき、「訪問介護」と分けて個票や様式の作成をお願いいたします。

別紙様式6-2 事業所個票	提出先	東京都						
事業所個票 1								
<b>(1) 基本情報</b>								
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地	1単位の単価(円)	事業所名	サービス名	総単位数(単位/月)	処遇加算等の単位数	処遇等除く総単位数
1334567890	東京都	東京都 千代田区	11.40	〇〇ケアセンター	訪問型サービス(総合事業)	225,000	40,000	185,000
<b>(2) 新加算への推奨の移行パターン</b>								
〇〇年度末(〇〇年度末)の算定状況		パターンA						

別紙様式7-1 (加算未算定事業所)	提出先	札幌市			
介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 (令和6年度)					
1. 基本情報					
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地	1単位の単価(円)	処遇加算等を除く総単位数(単位/月)	サービス名
1334567890	札幌市	北海道 札幌市	10.21	225,000	訪問型サービス(総合事業)

(3) 計画書の作成方法について

厚生労働省のホームページにて、「新制度の概要説明」及び「計画書の記入方法」に関する説明動画が公開されておりますので、計画書作成時にご参照ください。

厚生労働省ホームページ URL ↓

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

## 2 処遇改善計画書等の届出について

今回の届出に係る受付、書類審査、問い合わせ業務及び相談窓口の実施を麻生教育サービス株式会社に委託しています。

届出については、電子申請フォームからお願い致します。

**届出提出方法や相談窓口に関する詳細は以下をご確認ください。**

### (1) 提出期限

- ① **4・5月から算定開始し、かつ6月以降新加算（Ⅰ～Ⅴ）を算定する事業者  
令和6年4月15日(月) 提出締め切り**

※ 書類提出後、6月以降の新加算に係る記載内容に変更が生じた場合は、令和6年6月15日(土)まで変更を受付いたします。

- ② 6月以降（4・5月は処遇改善加算等未算定）、新規に新加算（Ⅰ～Ⅴ）を算定する事業者は算定開始月の前々月の末日が提出締め切り  
(例)6月サービス提供分から算定する場合 → 4月30日までに必ず提出

### (2) 提出方法

- ① 電子申請にてご提出いただくため、まず以下の URL よりメールアドレスのご登録をお願いします。

※ 1 回のメール登録で「[計画書の提出](#)」「[お問い合わせ](#)」「[相談窓口事前予約](#)」の申請が可能です。

1 アドレスで複数回のご登録は出来ませんので、ご注意ください。

**メール登録 URL ↓**

**URL:<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/kitakyushu-mail>**

※ドメイン指定受信設定をされている場合は「aso-education.co.jp」からの受信ができるよう、ご設定ください。

- ② 事務局より、上記のご登録アドレスへメールが届きます。

メール本文内の「[申請フォーム](#)」ボタンより、計画書の Excel データのご提出をお願いいたします

添付書類のデータをご準備の上、下記の申請フォームより申請をお願いいたします。

[申請フォーム](#) **「[申請フォーム](#)」をクリック**

※届出するファイル名は、法人名に変更して提出してください。

【例】「株式会社北九州」であれば、「(株)北九州.xlsx」

### (3) 提出必須書類

別紙様式2・6・7のいずれか一つをご提出ください。

※ どの様式が使用可能かは、「別紙1」をご参照ください

### 3 処遇改善計画書等に関するお問い合わせについて

計画書の作成方法もしくは制度に関するご質問につきましては、電子申請フォームにてご質問ください。利用にあたっては2(2)①でご説明したメール登録が必要です。

ご登録後メールアドレスに届くメール本文内の「お問い合わせフォーム」ボタンより、お問い合わせください。※ 電話でのご質問、問い合わせは受付けておりません。

ご質問等ございましたら、下記のお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

[お問い合わせフォーム](#) 「[お問い合わせフォーム](#)」をクリック

### 4 相談窓口を開設します

新加算Ⅰ～Ⅴ（介護職員等処遇改善加算）を取得するための要件に関するご相談や計画書の作成に関するご不明点を令和6年度に介護職員等処遇改善加算を取得する北九州市内の介護事業所を対象として対面でもご相談対応をいたします。

#### (1) 日程及び相談方法 **【!注意!】 事前予約制です**

令和6年4月9日（火）～ 4月15日（月）の7日間 ※土日も対応いたします

#### (2) 予約方法

相談窓口の事前予約につきましても2(2)①のメール登録が必要です。

ご登録後メールアドレスに届くメール本文内の「相談窓口事前予約」ボタンより、お申込みください。

※ 相談時間は約1時間で、以下の①～⑤の枠をお選びください（各枠ごとに2事業所まで）

- ① 10:00～11:00
- ② 11:15～12:15
- ③ 13:30～14:30
- ④ 14:45～15:45
- ⑤ 16:00～17:00

※ 先着順で予約受付をいたしますので、予約が埋まり次第予約受けを終了いたします。

（×になっている日時は定員に達していますので、別日時をご検討下さい）

[相談窓口事前予約](#) 「[相談窓口事前予約](#)」をクリック

### (3) 場所

〒 802-0005 北九州市小倉北区堺町2-1-1 角田ビル小倉612号室  
麻生教育サービス株式会社 北九州支店



### (4) 注意事項

予約いただいた事業所の皆様に時間内に相談対応をさせていただきたいため、算定要件については「介護保険最新情報 Vol.1215」を熟読いただき、計画書については記載例やエクセル内の補足説明をご確認いただきまして、**ご不明な点を明確にした上で相談窓口までお越しいた**  
**だきますよう**お願い申し上げます。

## 5 その他留意事項

(1) 今後市ホームページに算定可能な事業所一覧を掲載予定ですので、計画書提出後はこちらで、何月から何の加算区分が算定可能かをご確認ください。

※ 計画書を提出いただいた後に事業所様へ決定通知等はいたしません。

(2) 複数の事業所をまとめて届出する場合において、北九州市以外の指定権者の指定を受けている事業所が含まれる場合は、それぞれの指定権者に届出が必要です。

※ 特に地域密着型サービスや総合事業で、届出をしていないケースがございました。

(3) 今回の届出にあたって、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出は必要としませんが、以下の点にご留意ください。

① 指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

② 計画書への虚偽記載（算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど）や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。

※届出に係る様式等については、北九州市ホームページにてご確認及びダウンロードください。

[トップページ](#) > [ビジネス・産業](#) > [医療・福祉・健康・衛生（事業者向け）](#) > [福祉](#) > [事業者のみなさまへのお知らせ](#) > [介護保険](#) > [介護職員処遇改善加算](#) > [令和6年度介護職員処遇改善加算等の届出についてお知らせ](#)

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800558.html>

**【問い合わせ先】**

北九州市 保健福祉局 長寿推進部 介護保険課  
事業者支援係 木嶋、三木

TEL 093-582-2771 FAX 093-582-3055